

2022年5月21日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和4年4月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0428第6号」および「保医発0428第9号」により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【適用範囲が拡大された検査項目】（令和4年5月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
RET融合遺伝子検査	5000点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)	下記 参照
RET遺伝子変異検査	5000点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)	

(1)～(3) (略)

(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。

ア 肺癌における BRAF 遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14 遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET 融合遺伝子検査

イ 悪性黒色腫における BRAF 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法)

ウ 固形癌における NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査

エ 胆道癌における FGFR2 融合遺伝子検査

オ 甲状腺癌における RET 融合遺伝子検査

カ 甲状腺髄様癌における RET 遺伝子変異検査

(5)～(15) (略)

※下線の検査が追加されました。

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

【保険適用の測定方法が追加された検査項目】（令和4年5月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
カルプロテクチン(糞便)	270点	「D003」糞便検査 (尿・糞便等検査)	下記 参照

ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法又はイムノクロマト法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

※下線の検査が追加されました。

●弊社ではFEIA法にて受託中です。

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
抗好中球細胞質 ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)	258点	「D014」自己抗体検査 (免疫学的検査)	下記 参照

「30」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法、CLEIA法、ラテックス免疫比濁法又はFIA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。

※下線の検査が追加されました。

●弊社ではFEIA法にて受託中です。

(なお、FEIA法の保険算定上の扱いはELISA法に含まれます。)

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
インターロイキン-6(IL-6)	170点	「D015」血漿蛋白免疫学的検査 (免疫学的検査)	下記 参照

「17」のインターロイキン-6(IL-6)は、全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、血清又は血漿を検体とし、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により測定した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、～(略)

※下線の検査が追加されました。

●弊社ではECLIA法にて受託中です。

以上

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。